

京都市戦略的資産活用推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 市有資産の有効活用に当たり、市有資産が所在するエリアの活性化・魅力向上に向け、エリアごとの将来像・プランに基づく必要な機能を誘導・設置するために必要な議論・検討を行う体制として、京都市戦略的資産活用推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 本部長のうち主管副市長は、会務を総理する。
- 4 主管副市長に事故があるときは、その他の副市長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第4条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第5条 庶務は、行財政局資産イノベーション推進室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（令和6年12月24日）から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(別表) 第2条関係

本部長	竹内副市長（会務を総理）
	岡田副市長
	吉田副市長
コアメンバー	都市経営戦略監
	まちづくり政策監
	総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長
	行財政局財政担当局長
	産業観光局長
	都市計画局長
	市長が必要と認める本市関係職員
構成員	総合企画局総合政策室プロジェクト推進部長
	総合企画局都市経営戦略室長
	行財政局しごとの仕方改革推進室長
	行財政局資産イノベーション推進室長
	産業観光局企業誘致推進室長
	都市計画局まち再生・創造推進室長
	市長が必要と認める本市関係職員